

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程（以下「規程」という。）第33条の規定により規程の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、次の各号に定めるものを除くほか、規程で定める用語の例による。

- (1) 課 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会組織規程（以下「組織規程」という。）第2条に規定する課（成年後見センターを含む。）をいう。
- (2) 課長 前号に規定する課の長（成年後見センター長を含む。）をいう。

(個人情報取扱業務概要説明書)

第3条 規程第11条に規定する個人情報取扱業務概要説明書は、第1号様式のとおりとする。

- 2 個人情報を取り扱う事業を新たに開始するときは、当該事業を所管する課長は、個人情報取扱業務概要説明書を作成して、規程第4条に規定する個人情報保護管理者に届出るものとする。
- 3 個人情報取扱業務概要説明書に記載した事業を廃止、又は変更するときは前項の規定を準用するものとする。

(委託契約における措置)

第4条 規程第15条に規定する委託契約において、受託者が講ずべき措置とは、委託契約特記事項（第2号様式）のとおりとする。

- 2 規程第15条に規定する派遣労働者に事務を行わせようとするときは、規程の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨を明記した誓約書その他これに類する書類を提出させなければならない。ただし、派遣労働者が行う事務内容又は性質により、誓約書を提出させる必要がないと会長が特に認めたときは、この限りでない。

(保有個人情報開示の申出等)

第5条 規程第17条第1項及び第2項に規定する開示の請求は、開示請求書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 規程第26条第1項に規定する開示又は非開示の通知は、開示等通知書（第4号様式）により行うものとする。
- 3 規程第30条第1項に規定する異議申出は、異議申出書（第5号様式）により行うものとする。
- 4 規程第30条第2項に規定する異議申出の回答は、異議申出回答書（第6号様式）により行うものとする。

(保有個人情報の訂正、利用停止等の申出等)

第6条 規程第20条及び第22条に規定する保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)、利用停止等の申出は、訂正等申出書(第7号様式)により行うものとする。

2 規程第26条第3項及び第4項に規定する保有個人情報の訂正、利用停止等を行ったとき若しくは、行わなかったときの通知は、訂正等の通知(第8号様式)により行うものとする。

(個人情報保護管理者等)

第7条 規程第4条第1項に規定する個人情報保護管理者は、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 規程第4条第4項に規定する職員は、個人情報取扱業務概要説明書に記載する個人情報保護担当者とする。

(苦情対応責任者)

第8条 規程第31条第2項に規定する苦情対応責任者は、次長の職にある者をもって充てる。

また、同項に規定する職員は、個人情報取扱業務概要説明書に記載する本事業における苦情対応担当者とする。

附 則

1 この規則は、平成17年5月27日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程施行規則(平成3年4月1日施行)(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年12月9日から施行する。